

◎新潟県告示第1379号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
三面川鮭産漁業協同組合
村上市若葉町15番1号
- 2 漁業権の免許番号
内共第3号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後			変更前																														
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税を加算した額とする。ただし、第1号の場合において遊漁者が未就学の幼児、小学校児童ならびに中学校生徒は無料とし肢体不自由者のときは2分の1とし、事項ただし書に規定する方法により納付するときは、<u>2,000円（税抜）</u>を加算した額とする。</p>			<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が未就学の幼児、小学校児童ならびに中学校生徒は無料とし肢体不自由者のときは2分の1とし、事項ただし書に規定する方法により納付するときは、<u>2,000円</u>を加算した額とする。</p>																														
<p>(1) 手かぎ又は竿釣による遊漁の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>遊漁料 <u>(税抜)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>1日 2,000円</td> </tr> <tr> <td>1年 <u>10,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">うぐい、こい、ふな、わかさぎ、いわな、やまめ</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>1日 1,500円</td> </tr> <tr> <td>1年 <u>5,000円</u></td> </tr> <tr> <td>さくらます</td> <td>(略)</td> <td>1年 <u>19,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>			魚種	漁具・漁法	遊漁料 <u>(税抜)</u>	あゆ	(略)	1日 2,000円	1年 <u>10,000円</u>	うぐい、こい、ふな、わかさぎ、いわな、やまめ	(略)	1日 1,500円	1年 <u>5,000円</u>	さくらます	(略)	1年 <u>19,000円</u>	<p>(1) 手かぎ又は竿釣による遊漁の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>遊漁料 <u>(税込)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>1日 2,000円</td> </tr> <tr> <td>1年 <u>10,800円</u> <u>(年券のみ平成26年3月31日までは、10,500円とする)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">うぐい、こい、ふな、わかさぎ、いわな、やまめ</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>1日 1,500円</td> </tr> <tr> <td>1年 <u>5,400円</u> <u>(年券のみ平成26年3月31日までは、5,250円とする)</u></td> </tr> <tr> <td>さくらます</td> <td>(略)</td> <td>1年 <u>20,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>			魚種	漁具・漁法	遊漁料 <u>(税込)</u>	あゆ	(略)	1日 2,000円	1年 <u>10,800円</u> <u>(年券のみ平成26年3月31日までは、10,500円とする)</u>	うぐい、こい、ふな、わかさぎ、いわな、やまめ	(略)	1日 1,500円	1年 <u>5,400円</u> <u>(年券のみ平成26年3月31日までは、5,250円とする)</u>	さくらます	(略)	1年 <u>20,000円</u>
魚種	漁具・漁法	遊漁料 <u>(税抜)</u>																															
あゆ	(略)	1日 2,000円																															
		1年 <u>10,000円</u>																															
うぐい、こい、ふな、わかさぎ、いわな、やまめ	(略)	1日 1,500円																															
		1年 <u>5,000円</u>																															
さくらます	(略)	1年 <u>19,000円</u>																															
魚種	漁具・漁法	遊漁料 <u>(税込)</u>																															
あゆ	(略)	1日 2,000円																															
		1年 <u>10,800円</u> <u>(年券のみ平成26年3月31日までは、10,500円とする)</u>																															
うぐい、こい、ふな、わかさぎ、いわな、やまめ	(略)	1日 1,500円																															
		1年 <u>5,400円</u> <u>(年券のみ平成26年3月31日までは、5,250円とする)</u>																															
さくらます	(略)	1年 <u>20,000円</u>																															
<p>附 則</p> <p>1. この遊漁規則の変更は、新潟県知事の認可を受けた日より施行する。 <u>(平成30年12月19日 認可)</u></p>																																	

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成31年1月1日